

令和5年度 物価高騰対応非課税世帯 臨時追加給付金(7万円/1世帯)の御案内

- 令和5年度物価高騰対応非課税世帯臨時追加給付金(以下「本給付金」という。)は、令和5年12月1日時点で清水町に住民登録があり、**世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税**である世帯を対象に1世帯あたり7万円を給付するものです。
- 対象外の世帯が受給した場合、本給付金を返還することになりますので、御留意ください。

支給対象になる世帯

令和5年12月1日時点で、清水町に住民登録があり、世帯全員が、令和5年度分の「**住民税均等割が非課税**」である世帯

支給対象にならない世帯

- ・ 住民税均等割が課税の世帯及び未申告の人を含む世帯
- ・ **住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯** (青色事業専従者及び事業専従者を含む)
- ・ 他市町村で本給付金を受給された世帯
- ・ 租税条約による免除の適用により住民税均等割が課されていない人を含む世帯

受給手続の概要(裏面の図も参考にしてください)

支給通知書兼決定書が届いた世帯

- 1 「令和5年度清水町価格高騰重点支援臨時給付金(3万円)」を受給され、世帯員の構成に**変更がない世帯**です。
- 2 **手続きは不要**ですが、**次の場合は届出が必要**です。(電子申請での申請も可能です。)
 - (1) 振込先の変更を希望される場合
 - (2) 「対象にならない世帯」に該当される場合(辞退となります。)
 - (3) 給付金の給付を辞退する場合
- 3 届出期限は、**令和6年2月6日(火曜日)必着**となります。
- 4 期限までに届け出が無かった場合は、通知した口座に振り込みます。

確認書・申請書が届いた世帯

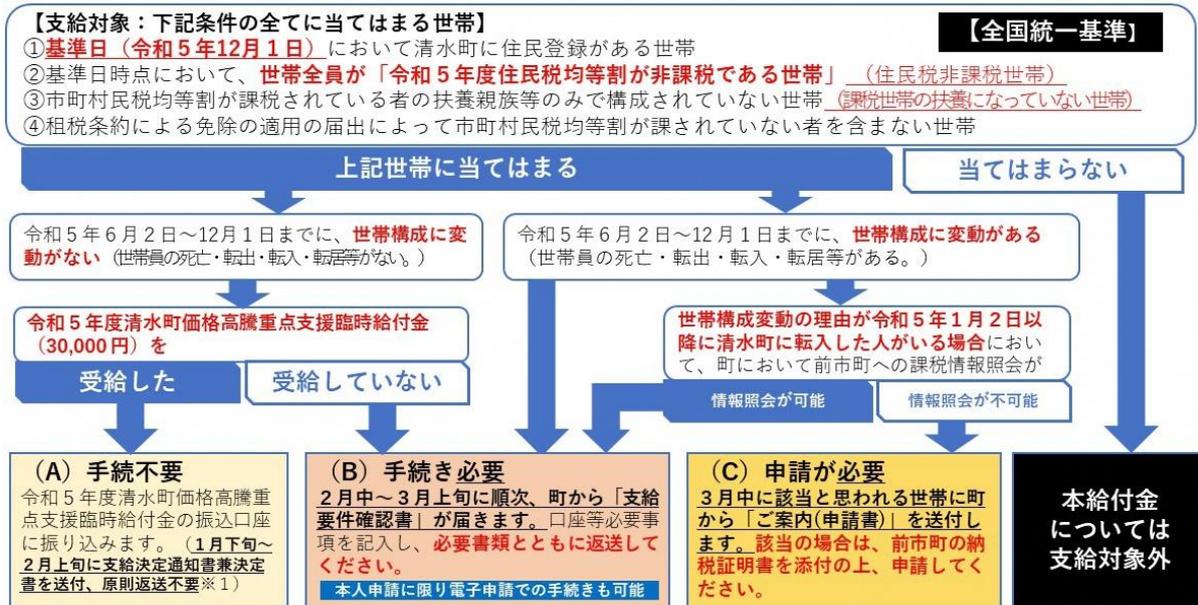
- 1 「令和5年度清水町価格高騰重点支援臨時給付金(3万円)」を受給され、世帯員の構成に変更がある世帯、または、令和5年6月2日から12月1日までに本町へ転入され、上記「支給対象になる世帯」に該当する世帯です。
- 2 **手続きが必要**です。届いた確認書または申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに同封の返信用封筒で郵送、または、町福祉介護課へ持参ください。
(本人申請で、確認書の場合に限り、電子申請での申請も可能です。)
- 3 返送期限は、**令和6年4月30日(火曜日)必着**となります。
- 4 期限までに、返送がなかった場合は、本給付金の受給を辞退したものとみなします。

⚠ 「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください ⚠

【問い合わせ先】

清水町福祉介護課地域福祉係(物価高騰対応非課税世帯臨時追加給付金担当) ☎055-981-8207

給付金の支給対象と申請手続概要図



※1 令和5年度清水町価格高騰重点支援臨時給付金の受取口座を解約した場合や受取口座変更の場合は、手続き（電子申請も可能）が必要です。

本給付金に関するよくあるお問い合わせ

- Q** 前回の3万円給付では、課税世帯の扶養になっている世帯も対象であったが、今回除外となったのは何故か。
- A** 前回の3万円給付では、国の基準が各市町の判断とされていたため、本町では課税世帯の扶養になっている世帯も対象としましたが、今回の給付金では、**国の方針により、「令和5年度住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯」（いわゆる課税世帯の扶養になっている世帯）は今回の支給対象ではありません。**
- Q** 「扶養親族等」とは何か。
- A** 「扶養親族等」とは、地方税法上の配偶者控除や扶養控除（16歳未満の者を含む）の対象となる親族のことです。青色事業専従者および事業専従者も含まれます。確定申告や年末調整で、ご家族が配偶者控除・扶養控除の対象として申告し、扶養親族等となっていることが想定されますので、ご家族に必ず確認してください。例えば、親（住民税課税）に扶養されている大学生（住民税非課税）の単身世帯や、子（住民税課税）に扶養されている高齢者の世帯（住民税非課税）は支給対象外となります。
- Q** 課税世帯の扶養になっている世帯であるが、通知が送られてきた。給付が受けられるということでしょうか。
- A** 他市町に居住する課税世帯の扶養となっている方については、本町では非課税世帯という扱いとなり、通知が送付される場合もあります。御家族やお子様の御世帯に御確認ください。**この場合、今回の給付は対象外になりますので、本給付金は辞退してください。**なお、後日、対象外世帯であると判明した場合、本給付金は返還していただきますので御注意ください。
- Q** 「18歳未満の子ども1人に対し、5万円を上乗せする」との報道があるが、今回上乗せされていないのは何故か。
- A** 本給付金は、速やかに皆さまに給付するため、国が最初に発表した「非課税世帯に7万円を給付」について、制度設計をしたものであります。その後追加で発表された、低所得世帯の子ども1人に対し、5万円を上乗せすることについては、現在実施方法を検討中です。
- Q** 今回の給付金も差押禁止の対象であるか。
- A** 「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」において、差押禁止および非課税の対象となります。

本給付金の詳細情報はホームページをご覧ください

本給付金の詳細情報や給付日の見込み等について、清水町公式ホームページで随時情報を発信していますので、御確認ください。

【ホームページURL】

<https://www.town.shimizu.shizuoka.jp/fukushi/fukushi00142.html>

